

山中湖村魅力向上イベント企画運営業務仕様書

1. 業 務 名 山中湖村魅力向上イベント企画運営業務

2. 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日

3. 業務内容

山中湖村の魅力向上を図るため、山中湖夕焼けの渚・紅葉まつり及び山中湖グリーンパークに新たな付加価値として、子どもから大人まで多世代の方に日中も楽しんでいただける参加・体験型イベントを実施する。

(1) 実施期間 令和 8 年 1 0 月 30 日から令和 8 年 1 1 月 15 日までの間とする。

(2) 実施場所 旭日丘湖畔緑地公園内

山中湖グリーンパーク（旧山中湖文学の森公園）

※詳細は別紙位置図のとおり

(3) 参加者数（目標） 約 5, 0 0 0 人程度

(4) 実施要件

ア 概要

- ・参加者数（目標）の達成を見込んだイベントを企画し、管理及び運営を実施すること。
- ・参加料等は、原則的に有料イベントとするが、金額設定は、発注者と協議の上決定すること。
なお、参加料収入は実行委員会の収入とする。
- ・開催時期については、「(1) 実施期間」のとおりであるが、発注者と協議の上決定すること。
- ・イベントの名称は、受注者が提案し、発注者と協議の上決定すること。
- ・調達及び発送等、参加者に渡るまでの一連の業務は受注者にて実施し、費用は受注者が負担すること。
- ・イベントの実施に必要な備品（提案内容に応じ、二次元コード等を印刷したポスター、ちらし、POP 等）がある場合には受注者にて準備し設置すること。
- ・イベント終了後、参加者数等の統計情報（必須ではないが居住地や年代、宿泊有無、満足度など来場者アンケートが計画されていることが望ましい）や記録写真、広報実績等をまとめた報告書を提出すること（様式は任意）。

イ 広報について

- ・参加者への周知を行うポスター、チラシ、専用 WEB サイト、SNS 等の広報 PR ツールの作成は、受注者が提案すること。また、発注者の公式 HP や SNS の活用は、発注者と協議の上

可能とする。

- ・広報に関わる費用（広告費、デザイン費、チラシ作成費用等）については受注者にて負担すること。

ウ 自然公園法の遵守及び環境配慮

- ・受注者は本イベント企画・運営に当たり自然公園法（昭和32年法律第161号）を遵守し公園の風致（自然の風景）の維持に最大限配慮しなければならない。
- ・イベント実施に伴う一時的な工作物（展示物・テント・ステージ・看板等）の設置については、事前に自然公園法に基づく許可申請又は届出の要否を所管機関と協議の上、必要な手続きを行うこと。
- ・設置する工作物の色彩、形態、規模については、周囲の自然環境と調和するように配慮し、過度な装飾や強烈な色彩は控えること。

4. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

5. 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本事務局の承諾を得なければならない。

6. 資料提供

本業務を履行するに当たり必要な資料等のうち、本実行委員会が所有するものについては、可能な範囲で提供又は貸与する。

7. 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

8. 秘密の遵守

受注者は、個人情報保護法を遵守し、発注者からの借用物、本業務の内容及び業務に係る資料を発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。ただし、事務局が公表している情報を除く。

9. 契約不適合責任

受注者は、本業務完了後であっても、成果品に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受注者の負担にて修正等を行うこと。

10. 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱う。

- ・納品された成果物や、委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて発注者に譲渡するものとする。
- ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、発注者が保有するものとする。
- ・受注者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格を行使しないものとする。
- ・成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ・成果物や委託業務で作成したチラシ等に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

12. 問い合わせ先

山中湖村観光客誘客誘致事業実行委員会（山中湖村役場観光課 観光振興推進係内）

TEL：0555-62-9977 FAX：0555-62-3088

e-mail：kankou@vill.yamanakako.lg.jp

(別紙) 位置図 1 旭日丘湖畔緑地公園エリア



(別紙) 位置図 1 山中湖グリーンパークエリア (旧文学の森公園)

